

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>Ⅱ－２ 財務の健全性等  Ⅱ－２－４ 信用リスク  Ⅱ－２－４－２ 主な着眼点【共通】  (1)～(15) (略)</p> <p>(16) 株式を取得又は保有する場合、保有時における株価下落リスクや減損リスク、処分時における売却損リスクがあることや、特に大口の株式や非上場株式を保有している場合については売却が困難となるリスクがあることに留意し、適切にリスク（注１・２）を管理しているか。</p> <p>特に、系統金融機関等による資本性資金の供給をより柔軟に行い得るようするため、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 45 号）における農協法及び農中法改正により議決権保有規制の見直しが行われたことを踏まえ、基準議決権数を超えて議決権を取得又は保有する場合には、以下のような点にも留意する必要がある。</p> <p>① 農協法第 11 条の 66 第 1 項第 6 号の 2 又は農中法第 72 条第 1 項第 9 号の 2 に規定する「経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として主務省令で定める会社」（以下「事業再生会社」という。）の株式を取得又は保有する場合、当該会社が作成した事業再生計画を適切に審査するとともに、当該計画等の進捗状況等を的確に評価・分析する態勢を整備しているか。</p> <p>また、必要に応じて、当該会社の企業価値の向上に向けて、経営改善に関する支援、助言等を行う態勢を整備しているか。</p> <p>② 投資専門子会社を通じ、以下の会社の株式を取得又は保有する場合、系統金融機関本体からは一定のリスク遮断が図られているものと</p>	<p>Ⅱ－２ 財務の健全性等  Ⅱ－２－４ 信用リスク  Ⅱ－２－４－２ 主な着眼点【共通】  (1)～(15) (略)</p> <p>(16) 株式を取得又は保有する場合、保有時における株価下落リスクや減損リスク、処分時における売却損リスクがあることや、特に大口の株式や非上場株式を保有している場合については売却が困難となるリスクがあることに留意し、適切にリスク（注１・２）を管理しているか。</p> <p>特に、系統金融機関等による資本性資金の供給をより柔軟に行い得るようするため、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 45 号）における農協法及び農中法改正により議決権保有規制の見直しが行われたことを踏まえ、基準議決権数を超えて議決権を取得又は保有する場合には、以下のような点にも留意する必要がある。</p> <p>① 農協法第 11 条の 66 第 1 項第 7 号又は農中法第 72 条第 1 項第 10 号に規定する「経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として主務省令で定める会社」（以下「事業再生会社」という。）の株式を取得又は保有する場合、当該会社が作成した事業再生計画を適切に審査するとともに、当該計画等の進捗状況等を的確に評価・分析する態勢を整備しているか。</p> <p>また、必要に応じて、当該会社の企業価値の向上に向けて、経営改善に関する支援、助言等を行う態勢を整備しているか。</p> <p>② 投資専門子会社を通じ、以下の会社の株式を取得又は保有する場合、系統金融機関本体からは一定のリスク遮断が図られているものと</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>考えられるが、その場合も、当該子会社のリスク管理状況の把握・分析・管理等を行う態勢を整備しているか。</p> <p>ア・イ（略）</p> <p>ウ 農協法第 11 条の 67 第 4 項又は農中法第 73 条第 9 項に規定する「地域の活性化に資すると認められる事業を行う会社として主務省令で定める会社」（いわゆる地域経済の面的再生（再活性化）事業会社）</p> <p>（注 1）・（注 2）（略）</p> <p>（注）（略）</p> <p>Ⅱ－3 業務の適切性</p> <p>Ⅱ－3－1 法令等遵守【共通】</p> <p>Ⅱ－3－1－1 不祥事件に対する監督上の対応【共通】</p> <p>役職員の不祥事件に対する業務改善命令等の監督上の対応については、以下のとおり、厳正に取り扱うこととする。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 届出の経由</p> <p>①（略）</p> <p>② 農中</p> <p>農中法施行規則第 150 条第 1 項第 25 号に基づき、不祥事件が発生した旨の報告は、農林水産大臣及び金融庁長官あて直接提出を受けるものとする。</p> <p>(3) 不祥事件等届出書の受理</p>	<p>考えられるが、その場合も、当該子会社のリスク管理状況の把握・分析・管理等を行う態勢を整備しているか。</p> <p>ア・イ（略）</p> <p>ウ 農協法第 11 条の 67 第 4 項又は農中法第 73 条第 8 項に規定する「地域の活性化に資すると認められる事業を行う会社として主務省令で定める会社」（いわゆる地域経済の面的再生（再活性化）事業会社）</p> <p>（注 1）・（注 2）（略）</p> <p>（注）（略）</p> <p>Ⅱ－3 業務の適切性</p> <p>Ⅱ－3－1 法令等遵守【共通】</p> <p>Ⅱ－3－1－1 不祥事件に対する監督上の対応【共通】</p> <p>役職員の不祥事件に対する業務改善命令等の監督上の対応については、以下のとおり、厳正に取り扱うこととする。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 届出の経由</p> <p>①（略）</p> <p>② 農中</p> <p>農中法施行規則第 150 条第 1 項第 31 号に基づき、不祥事件が発生した旨の報告は、農林水産大臣及び金融庁長官あて直接提出を受けるものとする。</p> <p>(3) 不祥事件等届出書の受理</p>

## 系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>農協法施行規則第 231 条第 1 項第 21 号及び信用事業命令第 58 条第 1 項第 15 号又は農中法施行規則第 150 条第 1 項第 25 号に基づき、系統金融機関が不祥事件の発生を知った日から 1 か月以内（農中にあつては 30 日以内）に不祥事件等届出書が提出されることとなるが、当該届出書の受理時においては、法令の規定に基づき報告が適切に行われているかを確認する。</p> <p>なお、系統金融機関から第一報がなく届出書の提出があつた場合は、(1)の点も併せて確認するものとする。</p> <p>(4)・(5)（略）</p> <p>Ⅲ－４ 農協法及び農中法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ－４－２ 「<u>信用事業に附帯する事業</u>」の取扱いについて</p> <p>Ⅲ－４－２－１ <u>組合【組合】</u></p> <p>（新設）</p>	<p>農協法施行規則第 231 条第 1 項第 21 号及び信用事業命令第 58 条第 1 項第 15 号又は農中法施行規則第 150 条第 1 項第 31 号に基づき、系統金融機関が不祥事件の発生を知った日から 1 か月以内（農中にあつては 30 日以内）に不祥事件等届出書が提出されることとなるが、当該届出書の受理時においては、法令の規定に基づき報告が適切に行われているかを確認する。</p> <p>なお、系統金融機関から第一報がなく届出書の提出があつた場合は、(1)の点も併せて確認するものとする。</p> <p>(4)・(5)（略）</p> <p>Ⅲ－４ 農協法及び農中法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ－４－２ <u>信用事業に係る事業の取扱い</u></p> <p>Ⅲ－４－２－１ <u>信連【信連】</u></p> <p>Ⅲ－４－２－１－１ <u>地域活性化等事業における留意点等</u></p> <p>(1) <u>信連が行うことができる農協法第 10 条第 24 項第 2 号の事業（以下「地域活性化等事業」という。）は、信用事業命令第 6 条の 5 各号において具体的に類型が列挙されているが、同条柱書括弧書によって、「当該農業協同組合連合会の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該農業協同組合連合会の行う同条第一項第二号又は第三号の事業に係る経営資源に加えて、次に掲げる事業の遂行のために新たに経営資源を取得する場合にあつては、需要の状況によりその相当部分が活用されないときにおいても、当該農業協同組合連合会の事業の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがないものに限る。」という要件が付されている。</u></p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(新設)</p> <p>組合が農協法第 10 条第 1 項第 15 号（同項第 2 号及び第 3 号に係るものに限る。）及び同条第 6 項第 17 号の事業（以下「信用事業に附帯する事業」という。）を行う際には、以下の観点から十分な対応を検証し、態勢整備を図っているか。</p> <p>(1) 組合が、<u>農業者等の取引先事業者に対して行うコンサルティング業務、ビジネスマッチング業務、人材紹介業務、M&amp;Aに関する業務及び事務受託業務</u>については、取引先事業者に対する経営相談・支援機能の強化の観点から、固有業務と切り離してこれらの業務を行う場合も「信</p>	<p><u>デジタル化や地方創生など持続可能な社会の構築に資するため、地域活性化等事業を信連の事業範囲に追加した点に鑑みれば、当該要件について過度に厳格な扱いをすべきではない点に留意する必要がある。</u></p> <p><u>そこで、当該要件については、新規又は追加的に取得しなければならないリソースを最小限度にしなくてはならないわけではなく、仮に当該事業の需要がゼロになったとしても、信連の固有業務の遂行又は健全性に著しい支障をきたさないことが明らかである限り、当該要件を充足するとみなすことができ、地域活性化等事業として実施可能であることに留意する。</u></p> <p>(2) <u>信連が行うことができる地域活性化等事業のうち、信用事業命令第 6 条の 5 第 2 号の事業については、取引上の優越的地位を不当に利用することがないように留意すること。</u></p> <p>Ⅲ-4-2-1-2 「信用事業に附帯する事業」の取扱いについて</p> <p>組合が農協法第 10 条第 1 項第 15 号（同項第 2 号及び第 3 号に係るものに限る。）<u>、同条第 6 項第 17 号及び第 24 項第 3 号の事業</u>（以下「信用事業に附帯する事業」という。）を行う際には、以下の観点から十分な対応を検証し、態勢整備を図っているか。</p> <p>(1) 組合が、<u>農業者等の取引先事業者に対して行う人材紹介業務、オペレーティングリース（不動産を対象とするものを除く。）の媒介業務、M&amp;Aに関する業務及び事務受託業務</u>については、取引先事業者に対する経営相談・支援機能の強化の観点から、固有業務と切り離してこれらの業</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p><u>用事業に附帯する事業」に該当する。</u></p> <p><u>(注1) これらの業務には、組合が取引先事業者に対し株式公開等に向けたアドバイスを行い、又は引受金融商品取引業者に対し株式公開等が可能な取引先事業者を紹介する業務も含まれる。また、勧誘行為をせず単に利用者を金融商品取引業者に対し紹介する業務も「信用事業に附帯する事業」に含まれる。</u></p> <p><u>(注2) 個人の財産形成に関する相談に応ずる業務も「信用事業に附帯する事業」に含まれる。</u></p> <p><u>(注3) 人材紹介業務については、職業安定法に基づく許可が必要であることに留意すること。また、その実施に当たっては、取引上の優越的地位を不当に利用することがないように留意すること。</u></p> <p>なお、実施に当たっては、利用者保護や法令等遵守の観点から、以下の点について態勢整備が図られている必要があることに留意すること。</p> <p>① 優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となる行為の発生防止等、法令等の厳正な遵守に向けた態勢整備が行われているか。</p> <p><u>(注) 個人の財産形成に関する相談に応ずる業務等の実施に当たっては、金融商品取引法に規定する投資助言業務に該当しない等の厳正な遵守に向けた態勢整備が行われているか。</u></p>	<p><u>務を行う場合も「信用事業に附帯する事業」に該当する。</u></p> <p><u>また、個人（事業を行う場合におけるものを除く。）に対して行う財産形成に関する相談に応ずる事業も「信用事業に附帯する事業」に含まれる。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p><u>(注) 人材紹介業務については、職業安定法に基づく許可が必要であることに留意すること。また、その実施に当たっては、取引上の優越的地位を不当に利用することがないように留意すること。</u></p> <p>なお、実施に当たっては、利用者保護や法令等遵守の観点から、以下の点について態勢整備が図られている必要があることに留意すること。</p> <p>① 優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となる行為の発生防止等、法令等の厳正な遵守に向けた態勢整備が行われているか。</p> <p><u>(注) 個人（事業を行う場合におけるものを除く。）に対して行う財産形成に関する相談に応ずる業務の実施に当たっては、金融商品取引法に規定する投資助言業務に該当しない等の厳正な遵守に向けた態勢整備</u></p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>②・③ (略)</p>	<p>が行われているか。</p>
<p>(2)・(3) (略)</p>	<p>②・③ (略)</p>
<p>Ⅲ－４－２－２ 農中【農中】</p>	<p>Ⅲ－４－２－２ 農中【農中】</p>
<p>(新設)</p>	<p>Ⅲ－４－２－２－１ 地域活性化等業務における留意点等</p>
	<p>(1) <u>農中が行うことができる農中法第54条第4項第23号の業務（以下「地域活性化等業務」という。）は、農中法施行規則第58条第10項において具体的に類型が列挙されているが、同条柱書括弧書によって、「農林中央金庫の保有する人材、情報通信技術、設備その他の農林中央金庫の営む同条第一項各号に掲げる業務に係る経営資源に加えて、次に掲げる業務の遂行のために新たに経営資源を取得する場合にあっては、需要の状況によりその相当部分が活用されないときにおいても、農林中央金庫の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがないものに限る。」という要件が付されている。</u></p> <p><u>デジタル化や地方創生など持続可能な社会の構築に資するため、地域活性化等業務を農中の業務範囲に追加した点に鑑みれば、当該要件について過度に厳格な扱いをすべきではない点に留意する必要がある。</u></p> <p><u>そこで、当該要件については、新規又は追加的に取得しなければならないリソースを最小限度にしながらはならないわけではなく、仮に当該業務の需要がゼロになったとしても、農中の固有業務の遂行又は健全性に著しい支障をきたさないことが明らかである限り、当該要件を充足す</u></p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(新設)</p> <p>農中が農中法第 54 条第 4 項の業務（同項各号に掲げる業務を除く。以下「その他の付随業務」という。）を行う際には、以下の観点から十分な対応を検証し、態勢整備を図っているか。</p> <p>(1) 農中が、<u>取引先企業に対して行うコンサルティング業務、ビジネスマッチング業務、人材紹介業務、M&amp;Aに関する業務及び事務受託業務</u>については、取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化の観点から、固有業務と切り離してこれらの業務を行う場合も「その他の付随業務」に該当する。</p> <p>(注 1) <u>これらの業務には、農中が取引先企業に対し株式公開等に向けたアドバイスを行い、又は引受金融商品取引業者に対し株式公開等が可能な取引先企業を紹介する業務も含まれる。また、勧誘行為をせず単に利用者を金融商品取引業者に対し紹介する業務も「その他の付随業</u></p>	<p><u>るとみなすことができ、地域活性化等業務として実施可能であることに留意する。</u></p> <p>(2) <u>農中が行うことができる地域活性化等業務のうち、農中法施行規則第 58 条第 10 項第 2 号については、取引上の優越的地位を不当に利用することがないよう留意すること。</u></p> <p>Ⅲ－４－２－２－２ 「その他の付随業務」等の取扱い</p> <p>農中が農中法第 54 条第 4 項の業務（同項各号に掲げる業務を除く。以下「その他の付随業務」という。）を行う際には、以下の観点から十分な対応を検証し、態勢整備を図っているか。</p> <p>(1) 農中が、<u>取引先企業に対して行う人材紹介業務、オペレーティングリース（不動産を対象とするものを除く。）の媒介業務、M&amp;Aに関する業務及び事務受託業務</u>については、取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化の観点から、固有業務と切り離してこれらの業務を行う場合も「その他の付随業務」に該当する。</p> <p><u>また、個人（事業を行う場合におけるものを除く。）に対して行う財産形成に関する相談に応ずる業務も「その他の付随業務」に含まれる。</u></p> <p>(削る)</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p><u>務」に含まれる。</u>  <u>(注2) 個人の財産形成に関する相談に応ずる業務も「その他の付随業務」</u>  <u>に含まれる。</u>  <u>(注3) 人材紹介業務については、職業安定法に基づく許可が必要であること</u>  <u>に留意すること。また、その実施に当たっては、取引上の優越的地位</u>  <u>を不当に利用することがないよう留意すること。</u></p> <p>なお、実施に当たっては、利用者保護や法令等遵守の観点から、以下の  点について態勢整備が図られている必要があることに留意すること。</p> <p>① 優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となる行為の発生防止等、  法令等の厳正な遵守に向けた態勢整備が行われているか。</p> <p><u>(注) 個人の財産形成に関する相談に応ずる業務等の実施に当たっては、金</u>  <u>融商品取引法に規定する投資助言業務に該当しない等の厳正な遵守に向</u>  <u>けた態勢整備が行われているか。</u></p> <p>②・③ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>Ⅲ－４－６ 自己資本の適切性・十分性  Ⅲ－４－６－２ 監督手法・対応  Ⅲ－４－６－２－２ 資本調達手段の自己資本比率規制上の自己資本として  の適格性の確認</p>	<p>(削る)</p> <p><u>(注) 人材紹介業務については、職業安定法に基づく許可が必要であること</u>  <u>に留意すること。また、その実施に当たっては、取引上の優越的地位を</u>  <u>不当に利用することがないよう留意すること。</u></p> <p>なお、実施に当たっては、利用者保護や法令等遵守の観点から、以下の  点について態勢整備が図られている必要があることに留意すること。</p> <p>① 優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となる行為の発生防止等、  法令等の厳正な遵守に向けた態勢整備が行われているか。</p> <p><u>(注) 個人(事業を行う場合におけるものを除く。)に対して行う財産形</u>  <u>成に関する相談に応ずる業務の実施に当たっては、金融商品取引法に</u>  <u>規定する投資助言業務に該当しない等の厳正な遵守に向けた態勢整備</u>  <u>が行われているか。</u></p> <p>②・③ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>Ⅲ－４－６ 自己資本の適切性・十分性  Ⅲ－４－６－２ 監督手法・対応  Ⅲ－４－６－２－２ 資本調達手段の自己資本比率規制上の自己資本として  の適格性の確認</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>Ⅲ-4-6-2-2-1 農中【農中】</p> <p>農中の自己資本の充実度の評価に関連して、以下の資本調達手段について、発行等の届出があった場合等において、これらが自己資本比率規制上の自己資本として適格であるかについて、農中法自己資本比率告示及びバーゼル合意の趣旨を十分に踏まえ、以下の点に留意して確認する。</p> <p>(1) その他 Tier 1 資本調達手段としての適格性</p> <p>その他 Tier 1 資本調達手段に係る農中法第 4 条第 4 項に規定する資本金の額の増額の届出、農中法施行規則第 150 条第 1 項第 23 号に規定する劣後特約付金銭消費貸借（以下「劣後ローン」という。）による借入れの届出又は同項第 30 号に規定する専ら農林中央金庫の資本調達を行うことを目的として設立された連結子法人等（以下「特別目的会社等」という。）による資本調達の届出があった場合等において、これがその他 Tier 1 資本調達手段として適格であるかについて確認するためには、以下の点に留意するものとする。</p> <p>①～⑤ （略）</p> <p>(2) Tier 2 資本調達手段としての適格性</p> <p>農中が発行する Tier 2 資本に係る農中法第 4 条第 4 項に規定する資本金の額の増額の届出、農中法施行規則第 150 条第 1 項第 23 号に規定する劣後ローンによる借入れの届出又は同項第 30 号に規定する特別目的会社等による資本調達の届出があった場合等において、これらが自己資本比率規制上の Tier 2 資本調達手段として適格であるかについて確認するためには、以</p>	<p>Ⅲ-4-6-2-2-1 農中【農中】</p> <p>農中の自己資本の充実度の評価に関連して、以下の資本調達手段について、発行等の届出があった場合等において、これらが自己資本比率規制上の自己資本として適格であるかについて、農中法自己資本比率告示及びバーゼル合意の趣旨を十分に踏まえ、以下の点に留意して確認する。</p> <p>(1) その他 Tier 1 資本調達手段としての適格性</p> <p>その他 Tier 1 資本調達手段に係る農中法第 4 条第 4 項に規定する資本金の額の増額の届出、農中法施行規則第 150 条第 1 項第 29 号に規定する劣後特約付金銭消費貸借（以下「劣後ローン」という。）による借入れの届出又は同項第 36 号に規定する専ら農林中央金庫の資本調達を行うことを目的として設立された連結子法人等（以下「特別目的会社等」という。）による資本調達の届出があった場合等において、これがその他 Tier 1 資本調達手段として適格であるかについて確認するためには、以下の点に留意するものとする。</p> <p>①～⑤ （略）</p> <p>(2) Tier 2 資本調達手段としての適格性</p> <p>農中が発行する Tier 2 資本に係る農中法第 4 条第 4 項に規定する資本金の額の増額の届出、農中法施行規則第 150 条第 1 項第 29 号に規定する劣後ローンによる借入れの届出又は同項第 36 号に規定する特別目的会社等による資本調達の届出があった場合等において、これらが自己資本比率規制上の Tier 2 資本調達手段として適格であるかについて確認するためには、以</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>下の点に留意するものとする。</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>Ⅲ－４－６－２－３ 任意による償還等又は買戻し等に際しての自己資本の充実についての確認【共通】</p> <p>(1) 農中法施行規則第 150 条第 1 項第 24 号に規定する劣後ローンの期限前弁済に係る届出又は同項第 31 号に規定する特別目的会社等の発行する資本調達手段の期限前弁済若しくは期限前償還に係る届出を受理しようとする時は、農中法自己資本比率告示及びバーゼル合意の趣旨を十分に踏まえるとともに、農中における期限前弁済（期限のないものについての弁済を含む。）後の自己資本比率がなお十分な水準を維持しているかどうか、特に留意するものとする。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>Ⅲ－４－８ 子会社等【共通】</p> <p>系統金融機関の子会社（農協法第 11 条の 2 第 2 項又は農中法第 24 条第 3 項に規定する子会社（同項の規定により子会社とみなされる会社を含む。）をいう。以下同じ。）、子法人等（信用事業命令第 10 条第 2 項又は農中法施行令第 8 条第 2 項に規定する子法人等（子会社を除く。）をいう。以下同じ。）及び関連法人等（信用事業命令第 10 条第 3 項又は農中法施行令第 8 条第 3 項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）（以下「子会社等」という。）の業務範囲等については、以下のとおりとする。</p> <p>なお、信連又は農中については農協法第 10 条第 23 項又は農中法第 55 条に</p>	<p>は、以下の点に留意するものとする。</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>Ⅲ－４－６－２－３ 任意による償還等又は買戻し等に際しての自己資本の充実についての確認【共通】</p> <p>(1) 農中法施行規則第 150 条第 1 項第 30 号に規定する劣後ローンの期限前弁済に係る届出又は同項第 37 号に規定する特別目的会社等の発行する資本調達手段の期限前弁済若しくは期限前償還に係る届出を受理しようとする時は、農中法自己資本比率告示及びバーゼル合意の趣旨を十分に踏まえるとともに、農中における期限前弁済（期限のないものについての弁済を含む。）後の自己資本比率がなお十分な水準を維持しているかどうか、特に留意するものとする。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>Ⅲ－４－８ 子会社等【共通】</p> <p>系統金融機関の子会社（農協法第 11 条の 2 第 2 項又は農中法第 24 条第 3 項に規定する子会社（同項の規定により子会社とみなされる会社を含む。）をいう。以下同じ。）、子法人等（信用事業命令第 10 条第 2 項又は農中法施行令第 8 条第 2 項に規定する子法人等（子会社を除く。）をいう。以下同じ。）及び関連法人等（信用事業命令第 10 条第 3 項又は農中法施行令第 8 条第 3 項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）（以下「子会社等」という。）の業務範囲等については、以下のとおりとする。</p> <p>なお、信連又は農中については農協法第 10 条第 23 項又は農中法第 55 条に</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>規定する他業禁止の規定に留意する。</p> <p>(注1) 系統金融機関又はその子会社が、国内の会社（当該系統金融機関の子会社を除く。）の株式等について、合算して、その基準議決権数（農協法第11条の65第1項若しくは同法第11条の67第1項又は農中法第73条第1項に規定する基準議決権数をいう。以下同じ。）を超えて所有している場合の当該国内の会社（農協においては、農協法第11条の65第1項の特定事業会社をいう。以下「特定出資会社」という。）が営むことができる業務は、農協にあっては農協法第11条の64第1項第1号及び第2号、信連にあっては同法第11条の66第1項第1号から第4号まで及び第7号並びに第2項第1号及び第2号、農中において農中法第72条第1項第1号から第4号まで、第8号及び第10号に掲げる会社が行うことができる業務の範囲内であり、かつ、信用事業命令、農中法施行規則、各種子会社関係告示、監督指針に定める子会社に関する基準等を満たす必要があることに留意する。</p> <p>なお、子会社等に関する届出（子会社については農協法第97条第1項第3号若しくは同項第6号又は農中法第72条第9項第1号の届出、特定出資会社については農協法施行規則第231条第1項第8号若しくは信用事業命令第58条第1項第10号又は農中法施行規則第150条第1項第19号の届出、子法人等又は関連法人等については農協法施行規則第231条第1項第15号又は農中法施行規則第150条第1項第10号の届出をいう。）の受理に当たっては、当該子会社等の定款若しくは当該系統金融機関と当該子会社等が締結した業務協定書等により、当</p>	<p>に規定する他業禁止の規定に留意する。</p> <p>(注1) 系統金融機関又はその子会社が、国内の会社（当該系統金融機関の子会社を除く。）の株式等について、合算して、その基準議決権数（農協法第11条の65第1項若しくは同法第11条の67第1項又は農中法第73条第1項に規定する基準議決権数をいう。以下同じ。）を超えて所有している場合の当該国内の会社（農協においては、農協法第11条の65第1項の特定事業会社をいう。以下「特定出資会社」という。）が営むことができる業務は、農協にあっては農協法第11条の64第1項第1号及び第2号、信連にあっては同法第11条の66第1項第1号から第4号まで及び第7号、第9号及び第10号並びに第2項第1号及び第2号、農中において農中法第72条第1項第1号から第4号まで、第8号及び第10号、第12号及び第13号に掲げる会社（農協法第11条の66第1項第7号又は農中法第72条第1項第10号に掲げる会社においては、特別事業再生会社を除く。）、農中が子会社として<u>いる特例持株会社（農中法第72条第6項第1号に規定する特例持株会社をいう。）並びに特例対象会社（農協法第11の67第4項及び農中法第73条第8項に規定する特例対象会社をいう。）</u>が行うことができる業務の範囲内であり、かつ、信用事業命令、農中法施行規則、各種子会社関係告示、監督指針に定める子会社に関する基準等を満たす必要があることに留意する。</p> <p>なお、子会社等に関する届出（子会社については農協法第97条第1項第3号若しくは同項第6号又は農中法第72条第9項第1号の届出、</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>該子会社等が営むことができる業務を営んでいることを確認する。</p> <p>(注2)・(注3) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>Ⅲ－４－８－１ 子会社等の業務の範囲【共通】</p> <p>子会社等の業務の範囲については、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1) 系統金融機関の子会社が営む従属業務（農協法第11条の64第1項第1号若しくは第11条の66第2項第1号又は農中法第72条第2項第1号に規定する従属業務をいう。以下同じ。）については、監督指針Ⅱ－３－２－５等に沿って適切な対応を行っているか。</p>	<p>特定出資会社については農協法施行規則第231条第1項第8号若しくは信用事業命令第58条第1項第7号又は農中法施行規則第150条第1項第21号の届出、子法人等又は関連法人等については農協法施行規則第231条第1項第15号又は農中法施行規則第150条第1項第10号の届出をいう。)の受理に当たっては、当該子会社等の定款又は当該系統金融機関と当該子会社等が締結した業務協定書等により、当該子会社等が営むことができる業務を営んでいることを確認する。</p> <p>(注2)・(注3) (略)</p> <p><u>(注4) 農協法改正(令和3年11月施行)により、農協法第11条の66第1項第8号が、農中法改正(令和3年11月施行)により、農中法第72条第1項第11号が追加されたが、地域活性化事業会社(農協法第11条の66第1項第8号、農協法第11条の67第4項、農中法第72条第1項第11号、農中法第73条第8項)における不動産業務の取扱いは改正前と変わらないことに留意する。</u></p> <p>Ⅲ－４－８－１ 子会社等の業務の範囲【共通】</p> <p>子会社等の業務の範囲については、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1) 系統金融機関の子会社が営む従属業務（農協法第11条の64第1項第1号若しくは第11条の66第2項第1号又は農中法第72条第2項第1号に規定する従属業務をいう。以下同じ。）については、監督指針Ⅱ－３－２－５等に沿って適切な対応を行っているか。</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(注) <u>従属業務を営む系統金融機関の子法人等又は関連法人等についても、農業協同組合の従属業務を営む子会社が農業協同組合のために営む従属業務に関する基準（平成 18 年 11 月 9 日金融庁・農林水産省告示第 23 号）又は農林中央金庫法の施行に関する告示（平成 13 年 9 月 13 日金融庁・農林水産省告示第 13 号）（以下「収入依存度規制告示」という。）に定める基準を満たす必要があることに留意する。なお、この場合において、「収入の額」は、収入依存度規制告示と同様（当該系統金融機関及びその子会社からの収入）であることに留意する。</u></p> <p>(2) 農協の子会社が営む付随・関連業務（農協法第 11 条の 64 第 1 項第 2 号に規定する業務をいう。以下同じ。）及び信連若しくは農中の子会社が営む金融関連業務（信連にあつては農協法第 11 条の 66 第 2 項第 2 号、農中にあつては農中法第 72 条第 2 項第 2 号に規定する業務をいう。以下同じ。）については、以下の範囲となっているか。</p> <p>①～⑤ （略）</p> <p>（新設）</p> <p>(3) 系統金融機関の特定子法人等（特定出資会社でない子法人等をいう。以下同じ。）及び特定関連法人等（特定出資会社でない関連法人等をい</p>	<p>(削る)</p> <p>(2) 農協の子会社が営む付随・関連業務（農協法第 11 条の 64 第 1 項第 2 号に規定する業務をいう。以下同じ。）及び信連若しくは農中の子会社が営む金融関連業務（信連にあつては農協法第 11 条の 66 第 2 項第 2 号、農中にあつては農中法第 72 条第 2 項第 2 号に規定する業務をいう。以下同じ。）については、以下の範囲となっているか。</p> <p>①～⑤ （略）</p> <p>⑥ <u>投資専門子会社におけるコンサルティング業務等</u>  <u>投資専門子会社による信用事業命令第 34 条第 14 項第 2 号又は農中法施行規則第 95 条第 13 項第 2 号の業務の実施にあつては、優越的地位の濫用及び利益相反取引の防止に係る管理態勢を整備するとともに、法令等遵守の観点から事前に十分な検討・検証を行うこととしているか。</u></p> <p>(3) 系統金融機関の特定子法人等（特定出資会社でない子法人等をいう。以下同じ。）及び特定関連法人等（特定出資会社でない関連法人等をい</p>

## 系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>う。以下同じ。)については、以下のとおりとなっているか。ただし、会社に準ずる事業体については、この限りでない。</p> <p>① 系統金融機関の特定子法人等及び特定関連法人等の業務の範囲については、子会社対象会社（農協法第 11 条の 64 第 1 項及び第 11 条の 66 第 1 項又は農中法第 72 条第 1 項に規定する子会社対象会社をいう。以下同じ。）の営むことができる業務の範囲内であり、かつ、信用事業命令、農中法施行規則、告示、監督指針に定める子会社に関する基準等を満たしているか。</p> <p>なお、金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律（平成 10 年法律第 107 号。以下「金融システム改革法」という。）の施行の際、信託業務を営む系統金融機関（本体で不動産業務を営む者に限る。）の特定子法人等又は特定関連法人等で現に一般向け不動産業務を営むもの（以下③において「特定法人」という。）の当該業務については、系統金融機関の特定子法人等及び特定関連法人等が営むことができる業務に含まれることに留意する。</p> <p>② <u>従属業務をもっぱら営む系統金融機関の特定子法人等又は特定関連法人等であって、主として当該系統金融機関の特定出資会社又は他の特定子法人等若しくは特定関連法人等（以下「従属先法人等」という。）の営む業務のためにその業務を営んでいるものについて、従属先法人等からの収入の額の総収入の額に占める割合が 100 分の 50 を上回っている場合には、上記①に反しないものとして取り扱って差し支えない。</u></p> <p>③ （略）</p> <p>④ 子会社対象会社の業務について</p>	<p>う。以下同じ。)については、以下のとおりとなっているか。ただし、会社に準ずる事業体については、この限りでない。</p> <p>① 系統金融機関の特定子法人等及び特定関連法人等の業務の範囲については、子会社対象会社（農協法第 11 条の 64 第 1 項及び第 11 条の 66 第 1 項又は農中法第 72 条第 1 項に規定する子会社対象会社をいう。以下同じ。）の営むことができる業務の範囲内であり、かつ、信用事業命令、農中法施行規則、告示、監督指針に定める子会社に関する基準等を満たしているか。</p> <p>なお、金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律（平成 10 年法律第 107 号。以下「金融システム改革法」という。）の施行の際、信託業務を営む系統金融機関（本体で不動産業務を営む者に限る。）の特定子法人等又は特定関連法人等で現に一般向け不動産業務を営むもの（以下②において「特定法人」という。）の当該業務については、系統金融機関の特定子法人等及び特定関連法人等が営むことができる業務に含まれることに留意する。</p> <p>(削る)</p> <p>② （略）</p> <p>③ 子会社対象会社の業務について</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>ア 組合 一般向け不動産業務、物品販売業務、旅行あっせん業務等、子会社対象会社の営むことができる業務以外の業務を行っていないか。</p> <p>イ 農中 特定子法人等又は特定関連法人等において、一般向け不動産業務、物品販売業務、旅行あっせん業務等、子会社対象会社の営むことができる業務以外の業務を行っていないか。ただし、金融システム改革法の施行の際、特定子法人等又は特定関連法人等が現にこれらの業務を営んでいる場合には、平成14年3月期末までに必要な見直しが行われているか。</p> <p>なお、金融システム改革法の施行の際、特定子法人等又は特定関連法人等が現に従属業務又は金融関連業務（これらに準ずる業務として、報告がなされたものを含む。）を営む場合又はこれらを併せ営む場合（当該従属業務が農林中央金庫法の施行に関する告示第9条各項に規定する基準に準じた基準を満たす場合に限る。）においては、平成14年3月期末までに当該従属業務又は金融関連業務以外の業務について必要な見直しが行われているものに限る、当分の間、上記①に反しないものとして取り扱って差し支えない。</p>	<p>ア 組合 一般向け不動産業務、物品販売業務、旅行あっせん業務等、子会社対象会社の営むことができる業務以外の業務を行っていないか。</p> <p>イ 農中 特定子法人等又は特定関連法人等において、一般向け不動産業務、物品販売業務、旅行あっせん業務等、子会社対象会社の営むことができる業務以外の業務を行っていないか。ただし、金融システム改革法の施行の際、特定子法人等又は特定関連法人等が現にこれらの業務を営んでいる場合には、平成14年3月期末までに必要な見直しが行われているか。</p> <p>なお、金融システム改革法の施行の際、特定子法人等又は特定関連法人等が現に従属業務又は金融関連業務（これらに準ずる業務として、報告がなされたものを含む。）を営む場合又はこれらを併せ営む場合においては、平成14年3月期末までに当該従属業務又は金融関連業務以外の業務について必要な見直しが行われているものに限る、当分の間、上記①に反しないものとして取り扱って差し支えない。</p>
<p>Ⅲ－４－８－２ 他の事業者の貸出金等に係る担保財産（不動産を除く。）の売買の代理・媒介会社の取扱い【共通】 他の事業者の貸出金等に係る担保財産（不動産を除く。）の売買の代理・媒介会社については、以下の点に留意した取扱いとなっているか。</p>	<p>Ⅲ－４－８－２ 他の事業者の貸出金等に係る担保財産（不動産を除く。）の売買の代理・媒介会社の取扱い【共通】 他の事業者の貸出金等に係る担保財産（不動産を除く。）の売買の代理・媒介会社の業務は、他の事業者が貸出金等の回収のために担保権を実行する</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(1) <u>当該会社の業務は以下に限られているか。</u>  <u>他の事業者が貸出金等の回収のために担保権を実行する必要がある場合</u>  <u>に行う当該貸出金等に係る担保財産（不動産を除く。）の売買の代理・媒</u>  <u>介（以下「代理等」という。）</u>  <u>（注1）他業禁止規制の趣旨を踏まえ、担保権の実行以外での売買や不動</u>  <u>産の売買の代理等は認められないことに留意する。</u>  <u>（注2）担保財産の取得・保有・管理及び売却は、農協法施行規則第61条</u>  <u>第1項第23号、信用事業命令第35条第1項第23号及び農中法施行</u>  <u>規則第97条第1項第23号に規定する会社以外は認められないこと</u>  <u>に留意する。</u></p> <p>(2) <u>当該会社の業務遂行に当たって、収入依存度規制告示の基準を満たし</u>  <u>ているか。</u></p>	<p><u>必要がある場合に行う当該貸出金等に係る担保財産（不動産を除く。）の売</u>  <u>買の代理・媒介（以下「代理等」という。）に限られているか。</u>  <u>（注1）他業禁止規制の趣旨を踏まえ、担保権の実行以外での売買の代理</u>  <u>等は認められないことに留意する。</u>  <u>（注2）系統金融機関が不動産業務を営むことができないことに鑑み、不</u>  <u>動産の売買の代理等は認められないことに留意する。</u>  <u>（注3）担保財産の取得・保有・管理及び売却は、信用事業命令第35条</u>  <u>第1項第23号又は農中法施行規則第97条第1項第23号に規定する</u>  <u>会社以外は認められないことに留意する。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
(新設)	<p><u>Ⅲ－４－８－４ 事業高度化等会社・一定の業務高度化等会社【信連・農中】</u></p> <p><u>信用事業命令第 34 条第 15 項及び農中法施行規則第 99 条の 2 第 1 項に掲げる会社（以下「事業高度化等会社」及び「一定の業務高度化等会社」という。）には、一定の地域商社が含まれるところ（信用事業命令第 34 条第 15 項第 2 号及び農中法施行規則第 99 条の 2 第 1 項第 2 号、以下「一定の地域商社」という。）、信用事業命令第 34 条第 15 項第 2 号に規定する「当該農業協同組合連合会の事業の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがない」という要件及び農中法施行規則第 99 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する「農林中央金庫の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがない」という要件については、以下の点に留意する必要がある。</u></p> <p><u>(1) 物流への関与等</u></p> <p><u>一定の地域商社の業務内容としては、商品の仕入れ・販売を自ら行うような場合を始めとして、自ら在庫を保有し、機能的に物流を担う運営も考えられる。このような業務について、例えば、以下のような場合には、当該信連又は農中の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれはないと考えられる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>地域内外での新規顧客の獲得や販路拡大の支援の観点から、EC サイトや実店舗での小売販売を行うための在庫を保有するものの、保有される在庫は、販売初期において試験的に販売したり、需給の不確実な期間において安定的に販売したりするために必要な程度に止まっている場合など、実質的に在庫の保有リスクを伴わないと認められる場合（これを</u></li> </ul>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>Ⅲ－４－８－４ 業務高度化等会社の取扱い【農中】</p> <p>(1) 基本的考え方</p> <p>農中は、<u>法第 72 条第 1 項第 9 号の 3</u>に掲げる会社（以下、「業務高度化</p>	<p><u>超えて、販路の開拓や需給の見通しが立ったこと等の事情により取扱量を本格的に拡大するにあたっては、委託販売等の在庫の保有リスクを伴わない販売方式がとられる場合。)</u>。</p> <p><u>なお、一定の地域商社としては、在庫の保有や物流機能を担うことなく、ECモール等の取引の場の設置による集客・販売支援や、卸売先の紹介・商品開発に関するコンサルティング等に留まる範囲で行うことも考えられるところであって、このような業務運営を行う場合には、当該信連又は農中の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれはないと考えられる。</u></p> <p>(2) <u>製造・商品加工への関与</u></p> <p><u>一定の地域商社が事業高度化等会社又は一定の業務高度化等会社として製造や商品加工を直接担うことは、他業禁止の趣旨等に鑑みれば基本的には想定されない。当該信連又は農中の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないとするためには、地域産品の特性に適した商品企画や流通形態の提供という一定の地域商社の機能として必要不可欠なもの（例えば、商品企画等のために必要となる試験的な製造や商品加工等）に限られ、かつ、コンプライアンス・リスクやレピュテーション・リスクを含めた他業リスクや利益相反等の弊害のおそれが限定される範囲に留める必要があることに留意する。</u></p> <p>Ⅲ－４－８－５ 他業業務高度化等会社の取扱い【農中】</p> <p>(1) 基本的考え方</p> <p>農中は、<u>農中法第 72 条第 1 項第 12 号</u>に掲げる会社（農中法施行規則第</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p><u>等会社</u>」という) に対して基準議決権数を超えて出資することが認められている。これは、グループ全体において、将来的に様々な展開が予想される中で、認可を条件として、より柔軟な業務展開を可能とするためである。また、グループにおける将来の可能性への戦略的な対応として、出資時点においては法第 54 条第 1 項に掲げる<u>業務の高度化や利用者の利便の向上</u>に資するといえないものであっても、これらが見込まれる業務を営む会社への出資を可能としている。</p> <p>他方で、<u>業務高度化等会社</u>の認可申請があった場合には、グループに他業禁止の規制が課されている趣旨である、<u>本業専念による効率性の発揮、他業リスクの回避</u>、利益相反の禁止及び優越的地位の濫用の防止といった要請を踏まえ審査を行う必要がある。</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 認可審査にあたっての留意点</p> <p><u>業務高度化等会社</u>の認可の審査基準は、<u>農林中央金庫法施行規則</u>第 100 条の 2 第 2 項において定めているが、各基準の審査にあたっては、以下の点に留意する必要がある。</p> <p>① 出資額</p> <p>出資額の適切性については、<u>業務高度化等会社</u>の認可を申請する農中</p>	<p><u>99 条の 2 に規定する会社を除く。以下「他業業務高度化等会社」という。</u>) に対して基準議決権数を超えて出資することが認められている。これは、グループ全体において、将来的に様々な展開が予想される中で、認可を条件として、より柔軟な業務展開を可能とするためである。また、グループにおける将来の可能性への戦略的な対応として、出資時点においては<u>農中法</u>第 54 条第 1 項に掲げる<u>業務の高度化、利用者の利便の向上又は地域活性化等</u>に資するといえないものであっても、これらが見込まれる業務を営む会社への出資を可能としている。</p> <p>他方で、<u>他業業務高度化等会社</u>の認可申請があった場合には、グループに他業禁止の規制が課されている趣旨である、<u>他業リスクの回避</u>、利益相反の禁止及び優越的地位の濫用の防止といった要請を踏まえ審査を行う必要がある。</p> <p>(注) <u>農中法改正 (令和 3 年 11 月施行)</u> により、<u>他業業務高度化等会社</u>が営むことができる業務として<u>地域活性化等に資する業務</u>が追加されたが、<u>他業業務高度化等会社</u>における<u>不動産業務の取扱い</u>は改正前と変わらないことに留意すること。</p> <p>(2) 認可審査にあたっての留意点</p> <p><u>他業業務高度化等会社</u>の認可の審査基準は、<u>農中法施行規則</u>第 100 条の 2 第 2 項において定めているが、各基準の審査にあたっては、以下の点に留意する必要がある。</p> <p>① 出資額</p> <p>出資額の適切性については、<u>他業業務高度化等会社</u>の認可を申請する</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>の資本金の額、財産及び損益の状況等に照らして判断を行う。<u>業務高度化等会社</u>に対する出資が全額毀損した場合の影響については、グループへの自己資本比率への影響等の審査を行う。</p> <p>② 出資比率等</p> <p><u>業務高度化等会社</u>を子会社等とする場合、<u>業務高度化等会社</u>においても、グループとして、適切な経営管理や内部管理、内部監査等に関する態勢整備が必要となる。</p> <p>また、<u>業務高度化等会社</u>に対する農中の支配力が及ばない場合、<u>業務高度化等会社</u>のガバナンスや業務内容の適切性等について農中が管理可能か、<u>業務高度化等会社</u>の業務が、<u>法第 54 条第 1 項</u>に掲げる業務の高度化または利用者の利便の向上に資さなくなった場合や認可の基準を満たさなくなった場合、基準議決権数を超える出資の解消等を適切に図ることが可能か等の点を審査する。</p> <p>③ 業務の内容</p> <p>農中は、認可の申請に際しては、<u>業務高度化等会社</u>の営む業務の内容を明確にする必要がある。</p> <p><u>業務高度化等会社</u>の営む業務の内容に関し、<u>業務高度化等会社</u>は、<u>業務の高度化や利用者の利便の向上に資する業務</u>（以下、「<u>資する業務</u>」という。）やこれらが見込まれる業務（以下、「<u>見込まれる業務</u>」という。）以外の業務を一部で兼営していても、そのこと自体をもって認可の対象外となるものではない。但し、兼営する業務の内容が<u>法第 54 条第 1 項</u>に掲げる業務に弊害等を及ぼす場合はもちろん、兼営する業務の規模が「<u>資する業務</u>」や「<u>見込まれる業務</u>」に比して著しく大きい等の</p>	<p>農中の資本金の額、財産及び損益の状況等に照らして判断を行う。<u>他業業務高度化等会社</u>に対する出資が全額毀損した場合の影響については、グループへの自己資本比率への影響等の審査を行う。</p> <p>② 出資比率等</p> <p><u>他業業務高度化等会社</u>を子会社等とする場合、<u>他業業務高度化等会社</u>においても、グループとして、適切な経営管理や内部管理、内部監査等に関する態勢整備が必要となる。</p> <p>また、<u>他業業務高度化等会社</u>に対する農中の支配力が及ばない場合、<u>他業業務高度化等会社</u>のガバナンスや業務内容の適切性等について農中が管理可能か、<u>他業業務高度化等会社</u>の業務が、<u>農中法第 54 条第 1 項</u>に掲げる業務の高度化、<u>利用者の利便の向上または地域活性化等</u>に資さなくなった場合や認可の基準を満たさなくなった場合、基準議決権数を超える出資の解消等を適切に図ることが可能か等の点を審査する。</p> <p>③ 業務の内容</p> <p>農中は、認可の申請に際しては、<u>他業業務高度化等会社</u>の営む業務の内容を明確にする必要がある。</p> <p><u>他業業務高度化等会社</u>の営む業務の内容に関し、<u>他業業務高度化等会社</u>は、<u>業務の高度化、利用者の利便の向上又は地域活性化等</u>に資する業務（以下「<u>資する業務</u>」という。）やこれらが見込まれる業務（以下「<u>見込まれる業務</u>」という。）以外の業務を一部で兼営していても、そのこと自体をもって認可の対象外となるものではない。但し、兼営する業務の内容が<u>農中法第 54 条第 1 項</u>に掲げる業務に弊害等を及ぼす場合はもちろん、兼営する業務の規模が「<u>資する業務</u>」や「<u>見込まれる業</u></p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>場合も、他業禁止の趣旨等に抵触するおそれがあることから、認可をすることができない点に留意する。</p> <p>また、<u>業務高度化等会社の業務を営むにあたり認可対象会社等の業務を併せ営むことが必要となる場合には、業務高度化等会社の認可のもと、これを営むことは許容される。</u>他方で、<u>業務高度化等会社が農林中央金庫法施行規則第 100 条に定める認可対象会社等の認可を受けずに認可対象会社等の業務を営むことや、認可対象会社等が他業を営むために業務高度化等会社の認可を受けることは、業務範囲規制の趣旨に反して、認可対象会社等の認可制度が潜脱されるおそれがある。</u>このため、<u>業務高度化等会社が認可対象会社等の業務を併せ営む場合には、上記のような潜脱のおそれがないかの観点から審査を行うものとする。</u></p> <p>④ 農中の業務への影響等</p> <p><u>業務高度化等会社の業務の内容が、法第 54 条第 1 項に掲げる業務の高度化や利用者の利便の向上に「資する業務」や「見込まれる業務」といえるものであっても、農中の業務に支障を来たす著しいおそれが認められるときは、出資額の大小にかかわらず、業務高度化等会社の認可をすることができない点に留意する（例えば、業務高度化等会社のコンプライアンス・リスクやレピュテーション・リスクの波及により、農中の固有業務の運営に支障が生じたり、グループとして重大な損害等が生じたりするおそれのある場合）。</u></p>	<p>務」に比して著しく大きい等の場合も、他業禁止の趣旨等に抵触するおそれがあることから、認可をすることができない点に留意する。</p> <p>また、<u>他業業務高度化等会社の業務を営むに当たり認可対象会社等の業務を併せ営む場合には、他業業務高度化等会社の認可のもと、これを営むことは許容される。</u>他方で、<u>他業業務高度化等会社が農中法施行規則第 100 条に定める認可対象会社等の認可を受けずに認可対象会社等の業務を営むことや、認可対象会社等が他業を営むために他業業務高度化等会社の認可を受けることは、業務範囲規制の趣旨に反して、認可対象会社等の認可制度が潜脱されるおそれがある。</u>このため、<u>他業業務高度化等会社が認可対象会社等の業務を併せ営む場合には、上記のような潜脱のおそれがないかの観点から審査を行うものとする。</u></p> <p><u>なお、出資時において営むことが想定されない業務であっても、その後営むことが具体的に想定される場合には、上記同様、審査を行う必要があることに留意を要する。</u></p> <p>④ 農中の業務への影響等</p> <p><u>他業業務高度化等会社の業務の内容が、農中法第 54 条第 1 項に掲げる業務の高度化、利用者の利便の向上又は地域活性化等に「資する業務」や「見込まれる業務」といえるものであっても、農中の業務に支障を来たす著しいおそれが認められるときは、出資額の大小にかかわらず、他業業務高度化等会社の認可をすることができない点に留意する（例えば、他業業務高度化等会社のコンプライアンス・リスクやレピュテーション・リスクの波及により、農中の固有業務の運営に支障が生じたり、グループとして重大な損害等が生じたりするおそれのある場</u></p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(3) 出資後の管理等</p> <p>農中が、<u>業務高度化等会社</u>の認可を受け、基準議決権数を超えて出資を行った場合、農中は<u>業務高度化等会社</u>の業務の状況等について、適切にモニタリングを行う。特に、<u>業務高度化等会社</u>の事業や業務の規模の拡大が見込まれる場合、これに伴うリスクやグループへの影響等についても適切に管理する必要がある。</p> <p>なお、認可時点において、「資する業務」といえる業務を営んでいたものの、出資後に事業内容について大きな変更が生じた場合や、「見込まれる」業務であったとしても、出資後の状況により、「見込まれる」といえなくなった場合等には、基準議決権数を超える出資の解消等を適切に図る必要がある。</p> <p>(新設)</p>	<p>合)。</p> <p>(3) 出資後の管理等</p> <p>農中が、<u>他業業務高度化等会社</u>の認可を受け、基準議決権数を超えて出資を行った場合、農中は<u>他業業務高度化等会社</u>の業務の状況等について、適切にモニタリングを行う。特に、<u>他業業務高度化等会社</u>の事業や業務の規模の拡大が見込まれる場合、これに伴うリスクやグループへの影響等についても適切に管理する必要がある。</p> <p>なお、認可時点において、「資する業務」といえる業務を営んでいたものの、出資後に事業内容について大きな変更が生じた場合や、「見込まれる」業務であったとしても、出資後の状況により、「見込まれる」といえなくなった場合等には、基準議決権数を超える出資の解消等を適切に図る必要がある。</p> <p>(4) <u>地域商社</u></p> <p><u>一定の地域商社として認められる範囲を超えて在庫を保有する場合、在庫の規模、種類、性質等を考慮した上で、在庫を適切に管理することができる態勢が整備されているかについて審査を行うものとする。</u></p> <p><u>(注) 在庫を適切に管理することができる態勢としては、例えば、当該在庫を適切に管理することができる専門的な人材の配置、在庫管理システムの導入、在庫の規模、種類、性質等を踏まえた適正な上限値の設定などが考えられる。</u></p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>Ⅲ－４－８－<u>５</u> 農中の子会社である農林漁業法人等投資育成事業を営む者が行う出資の取扱い【農中】 (略)</p>	<p>Ⅲ－４－８－<u>６</u> 農中の子会社である農林漁業法人等投資育成事業を営む者が行う出資の取扱い【農中】 (略)</p>
<p>Ⅲ－４－８－<u>６</u> 農中の海外における子会社等の業務の範囲【農中】 (1)～(3) (略) (4) 農中が、<u>農中法第 72 条第 1 項第 5 号から第 8 号に掲げる会社（同号に掲げる会社にあつては、外国の会社に限る。）又は同条第 4 項に規定する特例対象持株会社（以下、総称して「銀行業を行う外国の会社等」という。）</u>を子会社とするため、<u>同条第 7 項の認可申請がなされた場合、理由書その他の認可申請書類に以下の事項が明確に記載されている必要があることに留意する。</u> ① <u>銀行業を行う外国の会社等</u>が、子会社対象会社以外の会社を子会社としているかどうかの別 ② (略) ③ ①に記載する会社を子会社とした日から<u>5年以内</u>に、当該会社を子会社でなくなるようにするために講ずることを予定している<u>所要の措置の内容</u></p>	<p>Ⅲ－４－８－<u>7</u> 農中の海外における子会社等の業務の範囲【農中】 (1)～(3) (略) (4) 農中が、<u>農中法第 72 条第 6 項第 1 号に規定する子会社対象外国会社又は同号に規定する外国特定金融関連業務会社（以下、総称して「子会社対象外国会社等」という。）</u>を子会社とするため、<u>同条第 4 項（同条第 7 項で準用する場合を含む。以下この(4)において同じ。）の認可申請がなされた場合、理由書その他の認可申請書類に以下の事項が明確に記載されている必要があることに留意する。</u> ① <u>子会社対象外国会社等</u>が、子会社対象会社以外の会社を子会社としているかどうかの別 ② (略) ③ ①に記載する会社を子会社とした日から<u>10年が経過するまでに</u>、講ずることを予定している<u>所要の措置の内容</u> <u>具体的には、(a)農中法第 72 条第 8 項の承認を受ける、(b)議決権の売却、会社の清算等により当該会社が農中の子会社でなくなるようにする、(c)当該会社の業務のうち子会社対象会社が営むことができない業務の廃止、当該業務に係る事業譲渡等により当該子会社を子会社対象会社とするための措置を講じたうえで、当該子会社対象会社となった会社を子会社とするために必要な認可等を受ける方法が考えられ</u></p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>なお、農中の財務の健全性に悪影響を与えるおそれがある場合、子会社対象会社以外の会社の業務内容が公の秩序又は善良の風俗を害し、<u>銀行業を行う外国の会社等の社会的信用を失墜させるおそれがある場合その他銀行業を行う外国の会社等</u>が当該子会社対象会社以外の会社の業務の適正性を確保するよう子会社管理業務を的確かつ公正に遂行できることが確認できない場合は、<u>同項</u>の認可をすることができないことに留意すること。</p> <p>(新設)</p>	<p><u>る。</u></p> <p>なお、農中の財務の健全性に悪影響を与えるおそれがある場合、子会社対象会社以外の会社の業務内容が公の秩序又は善良の風俗を害し、<u>子会社対象外国会社等の社会的信用を失墜させるおそれがある場合、当該子会社対象会社以外の会社が国内において子会社対象会社の営むことができない業務を営んでいるなど業務範囲規制の潜脱となるおそれがある場合</u>その他子会社対象外国会社等が当該子会社対象会社以外の会社の業務の適正性を確保するよう子会社管理業務を的確かつ公正に遂行できることが確認できない場合は、<u>農中法第 72 条第 4 項</u>の認可をすることができないことに留意すること。</p> <p><u>また、外国特定金融関連業務会社には、農中法第 72 条第 6 項第 1 号において「主として」という要件があるが、当該要件の充足の適否については、総収入の 50%以上を農中法施行規則第 99 条の 3 に規定する業務（リース業務、貸金業務等）から生じる収入が占めているか否かで判断することとする。なお、当該要件を維持するために必要な態勢整備が確認できない場合は、農中法第 72 条第 4 項の認可をすることができないことに留意すること。</u></p> <p>(5) <u>農中法第 72 条第 6 項の趣旨は、国際競争力の強化を目指すための機動的な買収を実現し、現地において一体として付加価値を創造してきた外国会社・外国会社グループを不合理なかたちで分離・解体することを強いられないようにする観点から、子会社対象外国会社等を子会社とすることにより子会社対象会社以外の会社を子会社とした場合、業務範囲規制にかか</u></p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(5) 農中法第 72 条第 4 項の趣旨は、銀行業を行う外国の会社等を子会社とすることにより子会社対象会社以外の会社を子会社とした場合、当該会社</p>	<p>ならず、当該会社を 10 年間子会社とすることができるようにするものである。</p> <p>また、農中法第 72 条第 8 項において、農林水産大臣及び金融庁長官の承認を得て、子会社対象会社以外の外国の会社を恒久的に子会社とすることができる旨が定められているのも同様の趣旨による（以下、同項に基づく承認を「恒久化承認」という。）。</p> <p>恒久化承認に当たっては、農中法第 72 条第 9 項に基づき、現に子会社としている子会社対象外国会社等の競争力の確保その他の事情に照らして当該会社の継続保有が必要であると認められる場合に該当するかを審査することとなるが、例えば、以下のような事項を考慮することが考えられる。</p> <p>① 子会社対象会社以外の外国の会社が実施している業務やリスクの内容</p> <p>② 現地グループにおける子会社対象外国会社の業務又は外国特定金融関連業務会社の営む金融関連業務とのシナジー、現地当局の要請・指導との整合性等、上記①の業務が現地グループにおいて必要とされている理由</p> <p>③ 現地におけるプラクティスや現地同業他社グループにおける上記①の業務の取扱いの状況</p> <p>なお、考慮できる事項は必ずしも上記①から③の事項に限定されるものではないことに留意する。</p> <p>(6) 恒久化承認を得ない場合には、10 年の猶予期間内に、子会社対象会社以外の外国の会社について所要の措置を講じる必要があるが、農林水産大臣</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p><u>が子会社でなくなるよう農中が所要の措置を講じることを前提として、子会社の業務範囲規制の適用を例外的に5年間猶予するものである。また、主務大臣の承認を得て、子会社対象会社以外の会社を5年を超えて子会社とすることができるのは、同条第6項各号に掲げる事情がある場合に限定されているのも同様の趣旨による。これらを踏まえると、同項各号の「やむを得ない事情」とは、例えば以下の事情が考えられる。</u></p> <p>①・② (略)</p> <p>同条第4項の規定は、<u>子会社業務範囲規制の例外規定であることから同条第5項の承認申請を行う場合には、申請の都度、申請時点においてこれらのやむを得ない事情が存在すること、子会社対象会社以外の会社の議決権の保有に関する方針（承認後1年以内にやむを得ない事情を取り除くために検討している方策等）等につき、申請書類に具体的に記載する必要があることに留意する。</u></p> <p><u>(6) Ⅲ-4-8-4 (1)にかかわらず、農中が、銀行業を行う外国の会社等を子会社とすることにより、子会社対象会社以外の会社を子法人等（子会社を除く。以下この(6)において同じ。）又は関連法人等とすることも可能とするが、子会社業務範囲規制の趣旨に鑑み、原則として、概ね5年以内に子法人等又は関連法人等でなくなるよう所要の措置を講ずる必要があることに留意する。</u></p> <p>なお、農中が<u>銀行業を行う外国の会社等を子法人等又は関連法人等とすることにより、子会社対象会社以外の外国の会社を子法人等又は関連法人</u></p>	<p><u>及び金融庁長官は、農中法第72条第10項各号に掲げる事情がある場合には当該猶予期間を1年間延長し、又は再延長することもできる。この場合において、同項各号の「やむを得ない事情」とは、例えば以下の事情が考えられる。</u></p> <p>①・② (略)</p> <p>同条第10項の申請を行う場合には、申請の都度、申請時点においてこれらのやむを得ない事情が存在すること、子会社対象会社以外の会社の議決権の保有に関する方針（<u>1年以内</u>にやむを得ない事情を取り除くために検討している方策等）等につき、申請書類に具体的に記載する必要があることに留意する。</p> <p><u>(7) Ⅲ-4-8-5 (1)にかかわらず、農中が、子会社対象外国会社等を子会社とすることにより、子会社対象会社以外の会社を子法人等（子会社を除く。以下この(7)において同じ。）又は関連法人等とすることも可能とする。この場合、子会社業務範囲規制の趣旨に鑑み、上記(4)に準じた対応が必要となる点に留意する。</u></p> <p>なお、農中が<u>子会社対象外国会社等を子法人等又は関連法人等とすることにより、子会社対象会社以外の外国の会社を子法人等又は関連法人等とする場合も同様とする。</u></p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>等とする場合も同様とする。</p> <p>(注) (略)</p> <p>Ⅲ-4-8-7 信連又は農中とその証券子会社等の関係【信連・農中】</p> <p>Ⅲ-4-8-8 子会社等に係るその他の留意事項【共通】</p> <p>Ⅲ-4-9 議決権の取得等の制限【共通】</p> <p>(1) 農協法第11条の65第2項ただし書（同法第11条の67第2項において準用する場合を含む。）又は農中法第73条第2項ただし書の承認を行うに際しては、以下の点に留意する必要がある。</p> <p>なお、株式の取得又は保有に関するリスク管理については、Ⅱ-2-4-2(14)を参照すること。</p> <p>① (略)</p> <p>② 以下の場合においては、農協法第11条の65第3項（同法第11条の67第2項において準用する場合を含む。）又は農中法第73条第3項に定める承認の条件である当該議決権のうち基準議決権数を超える部分の議決権を「速やかに処分すること」とは「遅くとも当該会社の経営改善等のための計画終了（注）後速やかに処分すること」との趣旨であることに留意する。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 事業再生会社の議決権について、やむを得ないと認められる理由に</p>	<p>(注) (略)</p> <p>Ⅲ-4-8-8 信連又は農中とその証券子会社等の関係【信連・農中】</p> <p>Ⅲ-4-8-9 子会社等に係るその他の留意事項【共通】</p> <p>Ⅲ-4-9 議決権の取得等の制限【共通】</p> <p>(1) 農協法第11条の65第2項ただし書（同法第11条の67第2項において準用する場合を含む。）又は農中法第73条第2項ただし書の承認を行うに際しては、以下の点に留意する必要がある。</p> <p>なお、株式の取得又は保有に関するリスク管理については、Ⅱ-2-4-2(14)を参照すること。</p> <p>① (略)</p> <p>② 以下の場合においては、農協法第11条の65第3項（同法第11条の67第2項において準用する場合を含む。）又は農中法第73条第3項に定める承認の条件である当該議決権のうち基準議決権数を超える部分の議決権を「速やかに処分すること」とは「遅くとも当該会社の経営改善等のための計画終了（注）後速やかに処分すること」との趣旨であることに留意する。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 事業再生会社の議決権について、やむを得ないと認められる理由に</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>より当該議決権を譲渡することが著しく困難であつて当該議決権を処分することができないため、<u>信用事業命令第 34 条第 12 項各号又は農中法施行規則第 95 条第 10 項各号</u>に定める期間（3 年（原則）又は 5 年（中小企業者））を超えて保有する場合。</p> <p>(注) (略)</p> <p>(2) その他の注意事項</p> <p>① (略)</p> <p>② ベンチャービジネス会社が行う新事業活動とは、新事業分野開拓が可能となるような新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動を指し、研究開発を前提とした創業を行う業種のみならず、サービス業等の業種も対象となる。なお、その該当性の判断に当たっては、地域や業種が勘案されることとなるが、既に相当程度普及している技術・方式の導入等及び研究開発段階にとどまる事業については含まれないことに留意する。</p> <p>③ <u>信用事業命令第 34 条第 6 項各号又は農中法施行規則第 95 条第 4 項に規定する「開始の日」とは、既に事業を行う会社が信用事業命令第 34 条第 6 項第 1 号又は農中法施行規則第 95 条第 4 項第 1 号に規定する新事業活動を開始する場合（いわゆる第二創業の場合）に、当該会社がその開始を決定した日をいう。</u></p> <p>④ 農協法第 11 条の 67 第 3 項又は農中法第 73 条第 7 項に定める議決権保</p>	<p>より当該議決権を譲渡することが著しく困難であつて当該議決権を処分することができないため、<u>信用事業命令第 34 条第 13 項各号又は農中法施行規則第 95 条第 12 項各号</u>に定める期間（3 年（原則）又は 10 年（中小企業者））を超えて保有する場合。</p> <p>(注) (略)</p> <p>(2) その他の注意事項</p> <p>① (略)</p> <p>② ベンチャービジネス会社が行う新事業活動とは、新事業分野開拓が可能となるような新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、<u>技術に関する研究開発及びその成果の利用</u>その他の新たな事業活動を指し、研究開発を前提とした創業を行う業種のみならず、サービス業等の業種も対象となる。なお、その該当性の判断に当たっては、地域や業種が勘案されることとなるが、既に相当程度普及している技術・方式の導入等については含まれないことに留意する。</p> <p>(削る)</p> <p>③ 農協法第 11 条の 67 第 3 項又は農中法第 73 条第 7 項に定める議決権</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>有制限の例外の対象となる会社である<u>信用事業命令第 34 条第 7 項各号</u>又は農中法施行規則第 95 条第 5 項各号に掲げる会社の議決権を、基準議決権数を超えて取得又は保有することが認められるのは、当該会社の事業再生に係る計画に盛り込まれている資本調達計画に基づき取得又は保有した場合であることに留意する。</p> <p>(新設)</p> <p>IV-3 特定信用事業代理業者の監督に係る事務処理  IV-3-2 許可申請に係る事務処理  IV-3-2-2 許可の審査に当たっての留意点【組合】  IV-3-2-2-2 業務遂行能力に関する審査【組合】</p> <p>準用銀行法第 52 条の 38 第 1 項第 2 号の「特定信用事業代理業を的確、公正かつ効率的に遂行するために必要な能力」の審査は、信用事業命令第 57 条の 7 第 3 号に掲げる事項に配慮して行う必要がある。</p> <p>審査は、許可申請書、準用銀行法第 52 条の 37 第 2 項、信用事業命令第 57 条の 4 第 1 号から第 5 号まで、第 9 号、第 12 号から第 14 号までのほか、適宜、その他の書類又は資料を参考にするとともに、必要に応じ、ヒアリングや追加資料の提出など申請者の協力を得て実施することとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>保有制限の例外の対象となる会社である<u>信用事業命令第 34 条第 6 項各号</u>又は農中法施行規則第 95 条第 5 項各号に掲げる会社の議決権を、基準議決権数を超えて取得又は保有することが認められるのは、当該会社の事業再生に係る計画に盛り込まれている資本調達計画に基づき取得又は保有した場合であることに留意する。</p> <p><u>④ 信用事業命令第 34 条第 6 項第 9 号又は農中法施行規則第 95 条第 5 項第 9 号の会社に該当するかの判断にあたっては、財務状態の悪化が顕在するに至っていない段階の会社であっても対象となり得ることに留意する。</u></p> <p>IV-3 特定信用事業代理業者の監督に係る事務処理  IV-3-2 許可申請に係る事務処理  IV-3-2-2 許可の審査に当たっての留意点【組合】  IV-3-2-2-2 業務遂行能力に関する審査【組合】</p> <p>準用銀行法第 52 条の 38 第 1 項第 2 号の「特定信用事業代理業を的確、公正かつ効率的に遂行するために必要な能力」の審査は、信用事業命令第 57 条の 7 第 3 号に掲げる事項に配慮して行う必要がある。</p> <p>審査は、許可申請書、準用銀行法第 52 条の 37 第 2 項、信用事業命令第 57 条の 4 第 1 号から第 5 号まで、第 9 号、第 12 号から第 14 号までのほか、適宜、その他の書類又は資料を参考にするとともに、必要に応じ、ヒアリングや追加資料の提出など申請者の協力を得て実施することとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(3) 「規格化された貸付商品」(信用事業命令第 57 条の 7 第 3 号イ(1)及びロ(1))</p> <p>「規格化された貸付商品」とは、資金需要者に関する財務情報の機械的処理のみにより、貸付けの可否及び貸付条件が設定されることがあらかじめ決められている貸付商品をいうが、ここでいう「財務情報」とは、財務諸表の各勘定科目など、資金需要者の財務に関連するデータで、融資担当者の裁量の働く余地のないものを指す。</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>V-3 農中代理業者の監督に係る事務処理</p> <p>V-3-2 許可申請に係る事務処理</p> <p>V-3-2-2 許可の審査に当たっての留意点【農中】</p> <p>V-3-2-2-2 業務遂行能力に関する審査【農中】</p> <p>準用銀行法第 52 条の 38 第 1 項第 2 号の「農林中央金庫代理業を的確、公正かつ効率的に遂行するために必要な能力」の審査は、農中法施行規則第 123 条第 3 号に掲げる事項に配慮して行う必要がある。</p> <p>審査は、許可申請書、準用銀行法第 52 条の 37 第 2 項、農中法施行規則第 120 条第 1 号から第 5 号まで、第 9 号、第 12 号から第 14 号までのほか、適宜、その他の書類又は資料を参考にするとともに、必要に応じ、ヒアリングや追加資料の提出など申請者の協力を得て実施することとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 「規格化された貸付商品」(農中法施行規則第 123 条第 3 号イ(1)及び</p>	<p>(3) 「規格化された貸付商品」(信用事業命令第 57 条の 7 第 6 号ハ及び第 7 号ロ)</p> <p>「規格化された貸付商品」とは、資金需要者に関する財務情報の機械的処理のみにより、貸付けの可否及び貸付条件が設定されることがあらかじめ決められている貸付商品をいうが、ここでいう「財務情報」とは、財務諸表の各勘定科目など、資金需要者の財務に関連するデータで、融資担当者の裁量の働く余地のないものを指す。</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>V-3 農中代理業者の監督に係る事務処理</p> <p>V-3-2 許可申請に係る事務処理</p> <p>V-3-2-2 許可の審査に当たっての留意点【農中】</p> <p>V-3-2-2-2 業務遂行能力に関する審査【農中】</p> <p>準用銀行法第 52 条の 38 第 1 項第 2 号の「農林中央金庫代理業を的確、公正かつ効率的に遂行するために必要な能力」の審査は、農中法施行規則第 123 条第 3 号に掲げる事項に配慮して行う必要がある。</p> <p>審査は、許可申請書、準用銀行法第 52 条の 37 第 2 項、農中法施行規則第 120 条第 1 号から第 5 号まで、第 9 号、第 12 号から第 14 号までのほか、適宜、その他の書類又は資料を参考にするとともに、必要に応じ、ヒアリングや追加資料の提出など申請者の協力を得て実施することとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 「規格化された貸付商品」(農中法施行規則第 123 条第 6 号ハ及び第 7</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p><u>ロ(1))</u></p> <p>「規格化された貸付商品」とは、資金需要者に関する財務情報の機械的処理のみにより、貸付けの可否及び貸付条件が設定されることがあらかじめ決められている貸付商品をいうが、ここでいう「財務情報」とは、財務諸表の各勘定科目など、資金需要者の財務に関連するデータで、融資担当者の裁量の働く余地のないものを指す。</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>V-5 農中（農中代理業の委託者としての農中）</p> <p>V-5-2 主な着眼点【農中】</p> <p>(1) 農中から農中法施行規則第150条第1項第28号の届出等が提出された場合や農中に対するオフサイト・モニタリングを実施する場合、農中代理業者又は農中代理業者になろうとする者の内部管理態勢に問題が認められた場合などにより、農中からの情報収集を行う際には、農中において、以下のような観点からの検証が行われているかどうかについて留意する。</p> <p>(2) (略)</p>	<p><u>号ロ)</u></p> <p>「規格化された貸付商品」とは、資金需要者に関する財務情報の機械的処理のみにより、貸付けの可否及び貸付条件が設定されることがあらかじめ決められている貸付商品をいうが、ここでいう「財務情報」とは、財務諸表の各勘定科目など、資金需要者の財務に関連するデータで、融資担当者の裁量の働く余地のないものを指す。</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>V-5 農中（農中代理業の委託者としての農中）</p> <p>V-5-2 主な着眼点【農中】</p> <p>(1) 農中から農中法施行規則第150条第1項第34号の届出等が提出された場合や農中に対するオフサイト・モニタリングを実施する場合、農中代理業者又は農中代理業者になろうとする者の内部管理態勢に問題が認められた場合などにより、農中からの情報収集を行う際には、農中において、以下のような観点からの検証が行われているかどうかについて留意する。</p> <p>(2) (略)</p>